

大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託
仕様書

大村市

第1章 全体概要

- 1 業務名
- 2 履行期間
- 3 業務内容
- 4 個人情報保護及び情報セキュリティ対策
- 5 本業務で発生する権利等の扱いについて
- 6 報告
- 7 委託料の支払い

第2章 各業務内容

- 業務1 全体業務設計・進捗管理
- 業務2 めぶくID及びデータ連携基盤の整備
- 業務3 基盤系サービスの構築・運用
- 業務4 地域共助事業の構築・運用
- 業務5 子育て支援事業の構築・運用
- 業務6 官民連携団体CONNECTの設立

発注課

第1章 全体概要

1 業務名

大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託

2 履行期間

契約日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務内容

※詳細は、「第2章 各業務内容」及び別紙1（大村市しあわせ循環コミュニティ事業概要）を参照してください。

業務1 全体業務設計・進捗管理

業務2 めぶくID及びデータ連携基盤の整備

業務3 基盤系サービスの構築・運用

業務4 地域共助事業の構築・運用

業務5 子育て支援事業の構築・運用

業務6 官民連携団体CONNECTの設立

4 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

本業務を遂行するにあたり、個人情報保護については別紙3「個人情報取扱特記事項」を、特定個人情報保護については別紙4「特定個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、総務省が策定した「スマートセキュリティガイドライン（第2.0版）」を参考とし、本市との協議を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施すること。

5 本業務で発生する権利等の扱いについて

本業務を通じて新たに構築するシステム・設備の扱い及び知的財産権（著作権を含む。）等の扱いは以下のとおりとする。

- (1) 本業務を通じて新たに構築するシステム・設備等は、原則として各取組を推進する構成団体（代表事業者を含む）の保有・借入れで対応すること。
- (2) 本業務の成果物（本業務に関する報告書及び本業務において新たに作成されたサービス・ソフトウェア等。ただし、(5)に定める届出があったものを除く。）に関し、著作権及びノウハウ（営業秘密）は本市に帰属し、本市が独占的に使用するものとする。

ただし、受託者は、本業務の納入成果物に関する著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用する、又は第三者をして使用させる場合は、本市と別に定める使用許諾契約を締結するものとする。

なお、受託者は、本市及び納入成果物を二次使用（二次的に使用する一切の

行為をいい、商用目的での使用も含む。以下同じ。)する本市以外の者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 受託者は、納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、本市が特に指示した場合を除き、本市が本市以外の者に二次使用を許諾することを含めて、使用許諾を当該第三者から取得できるよう調整に努めることとし、使用許諾の取得を含む既存著作物の使用に必要な一切の費用を負担すること。

また、納入成果物は、本市以外の者が二次使用できる箇所と二次使用できない箇所が明確に区分できる形とし、本市以外の者が二次使用できない箇所については、二次使用ができない理由を付して納入するものとする。

- (4) 受託者は、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰するときを除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

- (5) 本市は、受託者が次の(ア)から(オ)までのいずれの規定も遵守することを、本市の指定する様式により、書面で本市に届け出た場合、本業務においてなされた発明等に係る知的財産権(当該届出において記載された発明に限る。)を受託者から譲り受けないものとする。届出には当該発明等に係る知的財産権の留保を希望する者(以下「発明者等」という。)が次の(ア)から(オ)を遵守する書面を添付すること。

(ア) 発明者等は、本業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を受託者を通じて本市に報告する。

(イ) 発明者等は、本業務における各取組について、次年度以降も本市市民等へ提供するために当該知的財産権を運用実施する。

(ウ) 発明者等は、本市が本業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を行使する権利(本市又は本市が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。)を本市(本市が指定をする者を含む。)に許諾する。

(エ) 発明者等は、当該知的財産権を本業務における各取組のために活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、本市が当該知的財産権の活用を促進するために必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(オ) 発明者等は、当該特許権等の移転については、あらかじめ本市の承認を受ける。

なお、本市は、受託者が上記で規定する書面を提出しない場合、発明者等から当該知的財産権を譲り受けるものとする。発明者等は、受託者が書面を提出したにもかかわらず上記の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと本市が認める場合、当該知的財産権の追加費用を請求することなく本市に譲り渡さなければならない。

6 報告

業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。

7 委託料の支払い

委託料は、業務終了後、業務完了報告書の提出を受け、検査合格後に請求するものとし、当該請求から30日以内に支払うこととする。ただし、本市が必要と認めるときは、委託料の一部又は全部を概算払いできるものとする。

第2章 各業務内容

業務1 全体業務設計・進捗管理

(1) 業務の趣旨

本業務の内容は、多岐にわたっており、また、様々なステークホルダー（本市・各事業者等）が関与するため、本業務全体を俯瞰しながら、業務全体の設計、進行管理等を行う。

(2) 業務内容

【取組】

- (ア) 本業務全体の設計
- (イ) 全体方針の策定・運営実行
- (ウ) 業務全体及び各取組の進捗管理
- (エ) 全体の課題・リスク管理
- (オ) 各会議体の設置・運営
- (カ) 大村市しあわせ循環コミュニティ事業に関する市民等への広報、説明会等の開催
- (キ) 本業務で構築するサービスの横展開、事業者の参画に必要なアプローチ等
- (ク) 内閣府が示すWell-being指標に基づく取組の効果測定
- (ケ) その他、業務全体の運営管理に必要な事項

【上記取組のために実施すべき事項】

- 1) 後述する業務2～業務6の開発・展開内容等を集約し、全体方針を策定するとともに、全体方針と照らした各種サービスの開発・展開内容の最適化を推進すること。なお、全体方針には、業務全体の課題及びリスクへの対処に関する事項を含めること。
- 2) 各業務を推進する事業者と都度連携を図り、各事業のスケジュールを集約し、プロジェクト全体が円滑に進むようマネジメントするとともに、開発進捗管理・KPI進捗管理等を行うこと。
- 3) 本業務を円滑に進めるための会議体を設置し、ファシリテートすること。また、サービス利用者の拡大及びデジタル活用に関するリテラシーの向上のために、本市と協力し、市民や関係団体への広報、説明会等を開催すること。なお、あらかじめ、アジェンダ、参加者、頻度等について、市と協議すること。
- 4) 内閣府が展開するWell-being指標の活用依頼に応じて、アンケート等の対応を実施すること。

(3) 業務スケジュール

業務2～業務6の進捗状況、運用開始時期を踏まえて、各業務のスケジュールを管理し、業務の推進を行うこと。

業務2 めぶくID及びデータ連携基盤の整備

(1) 業務の趣旨

マイナンバーカードをトラストアンカーとした統合デジタルID「めぶくID」から業務3～業務5で構築するサービスに接続できるように整備を行う。

また、本人の同意に基づき、自身に関するデータ（分散して存在）をサービス提供者に使用許諾（オプトイン）することで、サービス提供者が個別最適化（パーソナライズ）したサービスをレコメンド・提供できるようにするために必要なインフラである「データ連携基盤」の整備を行う。データ連携基盤については、長崎県の「つながる長崎」データ連携基盤や九州地域戦略会議で構築を予定している九州データ連携基盤などの他のデータ連携基盤との将来的な接続を可能とする仕組みを構築すること。

(2) 業務内容

【取組】

めぶくID及びデータ連携基盤の整備

【上記取組のために実施すべき事項】

- 1) 全体方針に沿った形での業務計画の策定（スケジュールを含めること。）
- 2) 本市及び関係事業者との協議を踏まえた要件・仕様調整
- 3) 設計・開発・テスト・リリース
- 4) 利用規約・プライバシーポリシーの策定
- 5) KPIの測定・事業成果の報告
- 6) 竣工図書の提出

※以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体（CD-R等）にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ・本業務（業務2）においてデータ連携実施を行うシステムとの関連図
- ・コンテンツ関連資料（仕様が明確にわかるもの） 一式
- ・マニュアル等資料 一式
- ・外部アプリケーションとの連携における方針資料 一式

業務3 基盤系サービスの構築・運用

(1) 業務の趣旨

地域共助事業における共助ポイントや子育て支援事業における交付金の給付等の基礎となる地域通貨を構築するとともに、両事業等の入り口となるポータルアプリ（ダッシュボード）を構築・運用する。

また、デジタルサービス・デバイスに不慣れな市民も含めたすべての市民がデジタル化による恩恵を受けられる仕組みとなる「遠隔デジタル窓口」を、ケーブルテレビ等の機能を活用して、構築・運用する。

(2) 業務内容

【取組】

- (ア) 地域通貨（共助ポイント等）の仕組みづくり（アプリの構築・運用を含む。）と運用
- (イ) ポータルアプリ（ダッシュボード）の構築・運用
- (ウ) ケーブルテレビ等の機能を活用した遠隔デジタル窓口の構築・運用

【上記取組のために実施すべき事項】

- 1) 全体方針に沿った形での業務計画の策定（スケジュールを含めること。）
- 2) 本市及び関係事業者との協議を踏まえた要件・仕様調整
- 3) 設計・開発・テスト・リリース
- 4) 利用規約・プライバシーポリシーの策定
- 5) KPIの測定・事業成果の報告
- 6) 竣工図書の提出

※以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体（CD-R等）にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ・本業務（業務3）においてデータ連携実施を行うシステムとの関連図
- ・コンテンツ関連資料（仕様が明確にわかるもの） 一式
- ・マニュアル等資料 一式
- ・外部アプリケーションとの連携における方針資料 一式

【※特記事項】

ポータルアプリ（ダッシュボード）に関しては、本業務終了後（令和6年度以降）に、次の①～③に対応できるよう、拡張性を想定したものとすること。

- ① 地域共助事業及び子育て支援事業（以下「両事業」という。）のサービス改善
- ② 両事業以外の新たな機能・サービスの追加
- ③ 他のID及び他のデータ連携基盤との連携

業務4 地域共助事業の構築・運用

(1) 業務の趣旨

業務2で整備するめぶくID及びデータ連携基盤をもとに、サービス利用者に合わせてパーソナライズ化された情報を提供するためのポータルアプリ（ダッシュボード）を經由して、地域で助けを必要とする方と助けたい方をつなぎ、報酬等として共助ポイント（地域通貨）を付与できる仕組みを構築・運用する。

(2) 業務内容

【取組】

- (ア) 地域共助事業アプリの構築・運用及びポータルアプリとの連携
- (イ) 共助オペレーションセンターの仕組みづくりと運営
- (ウ) 共助ポイント（地域通貨）の仕組みづくりと運用

【上記取組のために実施すべき事項】

- 1) 全体方針に沿った形での業務計画の策定（スケジュールを含めること。）
- 2) 本市及び関係事業者との協議を踏まえた要件・仕様調整
- 3) 設計・開発・テスト・リリース
- 4) 利用規約・プライバシーポリシーの策定
- 5) KPIの測定・事業成果の報告
- 6) 竣工図書の提出

※以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体（CD-R等）にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ・本業務（業務4）においてデータ連携実施を行うシステムとの関連図
- ・コンテンツ関連資料（仕様が明確にわかるもの） 一式
- ・マニュアル等資料 一式
- ・外部アプリケーションとの連携における方針資料 一式

業務5 子育て支援事業の構築・運用

(1) 業務の趣旨

業務2で整備するめぶくID及びデータ連携基盤をもとに、サービス利用者に合わせてパーソナライズされた情報を提供するためのポータルアプリ（ダッシュボード）を經由して、対象年齢に合わせた子育て関連情報の提供、母子健康相談等の予約、個別相談等を可能とする「子育てコンシェルジュアプリ」の仕組みを構築・運用する。

また、業務3で構築する地域通貨の仕組みを活用し、出産子育て応援交付金の給付等を行う仕組みづくりと運用を行う。

さらに、現在、紙で運用している福祉医療費受給資格者証をマイナンバーカードに搭載する（電子福祉医療費受給資格者証）ことでマイナンバーカードの利便性を高めるとともに本市及び市内医療機関の業務効率化を図る。

(2) 業務内容

【取組】

- (ア) 子育てコンシェルジュアプリの構築・運用及びポータルアプリとの連携
- (イ) 子育てクーポン（地域通貨）の仕組みづくりと運用
- (ウ) 電子福祉医療費受給資格者証の仕組みづくりと運用

なお、(ウ)の業務については、国において同様の取組が進められているため、今後の国の動向により業務から削除する可能性がある。そのことを踏まえた提案とすること。

【上記取組のために実施すべき事項】

- 1) 全体方針に沿った形での業務計画の策定（スケジュールを含めること。）
- 2) 本市及び関係事業者との協議を踏まえた要件・仕様調整
- 3) 設計・開発・テスト・リリース
- 4) 利用規約・プライバシーポリシーの策定
- 5) KPIの測定・事業成果の報告
- 6) 竣工図書の提出

※以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体（CD-R等）にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ・本業務（業務5）においてデータ連携実施を行うシステムとの関連図
- ・コンテンツ関連資料（仕様が明確にわかるもの） 一式
- ・マニュアル等資料 一式
- ・外部アプリケーションとの連携における方針資料 一式

業務6 官民連携団体CONNECTの設立

(1) 業務の趣旨

官民連携団体「CONNECT」（令和6年度以降のサービス提供者）を設立する。なお、原則として株式会社を設立するものとする。（本市も出資予定）

(2) 業務内容

下記1)～7)を実施し、CONNECTを設立すること。

【実施事項】

- 1) 全体方針に沿った形での業務計画の策定（スケジュールを含めること。）
- 2) CONNECTへの出資者の募集
- 3) 定款等の作成
- 4) CONNECT設立後の運営計画の策定（3～5年程度）
- 5) 会社設立に関する告知・周知
- 6) その他会社設立に関し必要なこと
- 7) KPIの測定・事業成果の報告

発注課

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地

大村市企画政策部デジタル推進課

電話 0957-53-4111（代表）

メール d-suishin@city.omura.nagasaki.jp

以上